

資料 30  
(報告)

都道府県会館の保全管理上の課題について

令和元年6月18日付で公益財団法人都道府県センターから報告・提議のあった都道府県会館の経年化に伴う今後の保全管理と対応策について、今後、全国知事会において検討を行う。

令和元年 6 月 18 日

全国知事会  
会長 上田 清司 様

公益財団法人 都道府県センター  
理事長 上田 清司



1999 年（平成 11 年）に竣工した都道府県会館は、これまで各都道府県の東京における活動拠点として、また全国知事会の本拠地として、その役割を果たしてきました。

しかしながら、時間的な経過とともに、近年は修繕や更新工事等の保全管理費用が増加し、その財源として当法人が設置している設備更新等積立資産についても急速に取崩しが進んでいる状況となっています。

今後もより一層経年化が進むことを考えると、このまま何の対策も講じなければ、近い将来、保全管理費用の大幅な不足が生じ、修繕や更新工事を適切に行うことが困難になることが予想されます。

このため、当法人では、こうした事態を避けるためにも、保全管理費用の精査を図るとともに、管理料について見直しを含めた財源確保対策が必要だと考えています。

しかしながら、この問題は当会館のあり方に関わるだけではなく、当初建設時には、全国知事会において新都道府県会館建設委員会を設置して検討されたうえで、全都道府県が出捐金を（財）都道府県会館（当時）に拠出し、同財団から全国知事会に委託して建物を整備したという経緯、今後の保全管理総額が建設に準じた規模になりうることを考えると、全国知事会にとって重要な課題だと考えます。

つきましては、今後の保全管理について別添の内容を報告するとともに、その財源確保を含め、今後の対応の基本的な方向性や具体的な方策等に関し、ご検討下さるよう提議します。

（注）別添省略



## 都道府県会館の保安全管理上の課題に関する検討体制について

### 1 体制（検討組織）

全国知事会理事会において公益財団法人都道府県センターから報告・提議された都道府県会館の経年化に伴う今後の保安全管理と対応策について審議を行うにあたり、これを補佐するために全国知事会規約に基づく幹事（会）を設置し検討を行う。

### 2 検討メンバー

（幹事は全国知事会）理事会を組織する当該都道府県の総務部長（これに相当するものを含む。）とする。

なお、代理出席を可能とする。

### 3 検討事項

都道府県会館の保安全管理上の課題に係る対応策とその財源措置について

### 4 検討期間（スケジュール）

別紙のとおり。令和2年度全国知事会（理事会等）までに検討を進め、その結果を報告するものとする。

#### （参考1）

全国知事会規約（抜粋）

第二十一条 理事会に補佐機関として幹事を置く。

2 幹事は、理事会を組織する当該都道府県の総務部長（これに相当するものを含む。）をもってあてる。

#### （参考2）

新都道府県会館建設委員会等設置要綱（H5. 7. 22 全国知事会議決定、抜粋）

##### 1 設置の目的

全国知事会に、新都道府県会館（以下、「新会館」という。）の建設事業を円滑に遂行するため、新都道府県会館建設委員会（以下、「委員会」という。）並びに新都道府県会館建設準備局（以下、「建設準備局」という。）を設置する。

##### 2 委員会

(1) 委員会は、新会館の建設計画等について協議し、その基本方針を決定する。

(2)～(5) 略

##### 3 専門部会

(1) 委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に専門部会を設置する。

(2) 専門部会員は、委員都道府県の総務部長及び全国知事会の部長をもってあてる。

都道府県会館保安全管理費用の財源確保対策検討に関する行程

